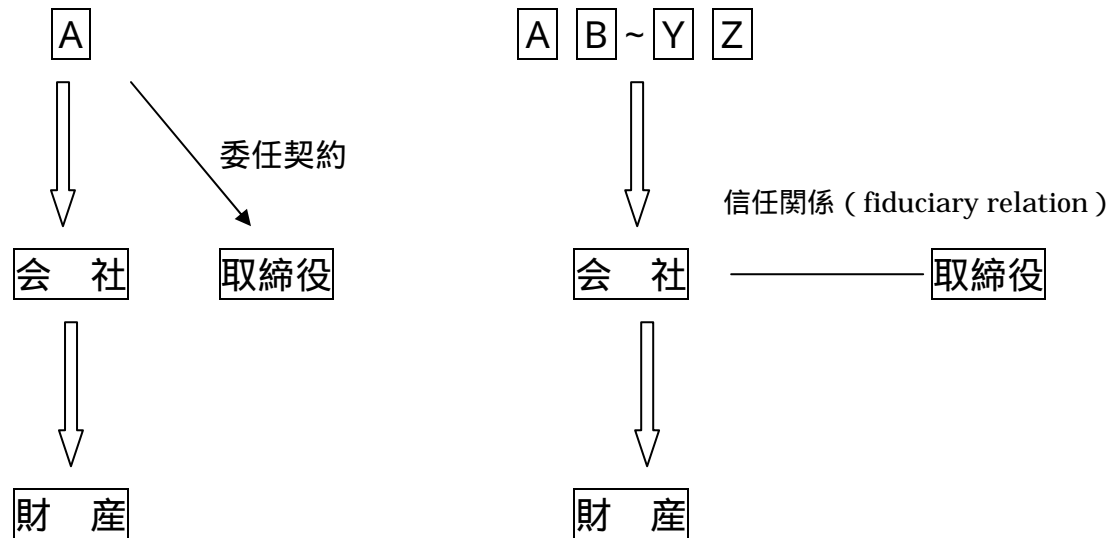


図 : 2つの形態



型 : 取締役はAと委任契約を締結することが可能

取締役の権利義務はAとの委任契約(「私的自治」)により規定し得る。

取締役は「自己利益の追求」に基づき契約を締結し得る。

型 : 取締役はA ~ Zと委任契約を締結することは(実際に)不可能

取締役が会社と委任契約を結ぶのは矛盾(取締役は会社の機関であり自己契約)

私的自治の領域ではない。

会社との関係(信頼関係(fiduciary relation))に基づき、「自己利益の追求」と異なる「利他(会社)利益の追求」が求められる。